

**注意喚起情報—ご契約前に特にご注意いただきたい事柄**
**チューリッヒの「スーパー二輪自動車保険」**

この「注意喚起情報—ご契約前に特にご注意いただきたい事柄」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約の前に必ず内容をご確認ください。また、ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。なお、この注意喚起情報(重要事項説明書)は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。商品のさらに詳しい内容につきましては「契約概要(重要事項説明書)」ならびに保険約款を十分にご確認いただくことをあわせてお願いいたします。※補償を受けられる方がご契約者と異なる場合は、補償を受けられる方に本内容をお読みいただきますようご契約者よりご説明ください。

保険に関するご質問や商品内容について、ご不明な点がございましたら当社カスタマーケアスタッフまでお問合わせください。

はじめての方

**0120-819-212**

 受付時間：午前9時～午後8時 ※土日祝は午後5時まで  
 ※年末年始などは変更させていただく場合がございます。

ご契約者の方

**0120-790-819**

 受付時間：午前9時～午後8時 ※土日祝は午後5時まで  
 ※年末年始などは変更させていただく場合がございます。

**1 告知義務(契約締結時における注意事項)**

ご契約者や被保険者には契約上重要な事柄について、以下の事項についてありのままを正確に告知していただく義務があります。お申込みや契約締結の際に故意または重大な過失によって、事実と異なる告知をされたりしますと「告知義務違反」としてご契約を解除し、事故の際に保険金をお支払いできないことがあります。

- ①ご契約の二輪自動車の用途・車種・登録番号もしくは車両番号、車両所有者
- ②記名被保険者の住所・氏名
- ③ご契約の二輪自動車の使用目的
- ④ご契約の二輪自動車の年間予定走行距離
- ⑤過去13ヵ月以内にご契約の二輪自動車に締結されていた二輪自動車保険契約(共済契約を含む)の会社名・証券番号・等級・事故あり係数適用期間・事故件数
- ⑥他の保険契約(共済契約を含む)

**2 通知義務(契約締結後における留意事項)**

下記のいずれかに該当する事項に変更がある場合は、ご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約が解除となること、または、事故が発生した場合保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- ①ご契約締結後に次の事項(通知事項)について、変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。  
ご契約者または補償を受けられる方には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご連絡いただく義務があります。遅滞なくご連絡いただけない場合は、事故の際に保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
  - (1) 保険契約者または記名被保険者のご住所を変更する場合
  - (2) ご契約の二輪自動車の用途車種または登録番号もしくは車台番号を変更する場合
  - (3) ご契約の二輪自動車の使用目的を変更する場合
  - (4) ご契約の二輪自動車の年間予定走行距離を変更する場合
  - (5) 過去13ヵ月以内に被保険自動車に締結されていた自動車保険契約(共済契約を含む)の事故件数および事故あり係数適用期間に変更があった場合
- ②上記の変更が発生し、危険増加(変更後の保険料が高くなる)となった場合、ご連絡がない間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご連絡をいただいた場合でも、危険増加によって保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。
- ③ご契約期間の途中で、ご契約条件の変更などを行う場合はあらかじめご連絡ください。  
ご契約期間の途中で、次のような通知事項以外の変更を行う場合は、あらかじめご連絡ください。なお、ご契約条件の変更手続き前に発生した事故については、保険金のお支払いができないことや、変更前のご契約条件が適用されることがありますので、ご注意ください。
  - (1) ご契約の二輪自動車の譲渡
  - (2) ご契約の二輪自動車の車両入替
  - (3) 年齢条件の変更
  - (4) 記名被保険者の変更
  - (5) 上記のほか、特約の追加等を含む契約条件変更
- ④お引受けが可能な保険の対象の範囲(引受範囲)  
上記①にかかわらず、ご契約締結後に通知事項について、次の「引受範囲から外れる場合」に該当する変更が生じた場合は、ご契約を継続することができません。  
引受範囲から外れた場合、その時以降に発生した事故については保険金をお支払いできません。またご契約を解除させていただくことがあります。
  - 引受範囲から外れる場合
    - (1) ご契約のお車の用途車種が二輪自動車以外となった場合
    - (2) レンタカーまたは教習車として使用する場合

**3 車両入替**

ご契約の二輪自動車と同一の用途車種(入替対象車種を含む)の二輪自動車を新たに取得された場合や、ご契約の二輪自動車を廃車、譲渡、返還された場合で他の所有する二輪自動車があるときは、ご契約の二輪自動車の入替が可能です。ただし、以下の条件をすべて満たすことが必要です。

<ご契約の二輪自動車の入替の条件>

- 入替後の二輪自動車が新たに取得された二輪自動車であること、または、入替前の二輪自動車が廃車、譲渡、返還された場合において入替後の二輪自動車が他に所有する二輪自動車であること
  - 入替後の二輪自動車の所有者が、入替前の二輪自動車の所有者または入替前の二輪自動車のご契約の記名被保険者、その配偶者もしくはそれらの方の同居の親族であること
  - 入替前の二輪自動車と入替後のお車の用途車種が二輪自動車であること
- ご契約の二輪自動車の入替が行われた場合は、継続契約の取扱いにおいて、ご契約の二輪自動車と同一であるとみなして等級を引継ぎます。ご契約の二輪自動車を入替える場合は、ただちに当社カスタマーケアセンターにご連絡ください。手続きが行われるまでの間は、入替後の二輪自動車が新たに取得された二輪自動車である場合は、入替後の二輪自動車の取得日の翌日から30日以内に入替手続きが行われることを条件として、「被保険自動車の入替に関する規定」により、入替後の二輪自動車をご契約の二輪自動車とみなして、手続きが行われるまでの間に入替後の二輪自動車に発生した事故による損害または傷害に対して、保険金をお支払いします。この場合において、入替前の廃車、譲渡、返還されたご契約車両による損害については保険金をお支払いできません。
- ※代車、レンタカー等臨時に借用している二輪自動車には入替はできません。

**4 二輪自動車の譲渡**

保険期間中に、ご契約の二輪自動車を譲渡された場合、保険契約上の権利、義務は二輪自動車の譲受人には移転しません。保険契約上の権利、義務もあわせて譲受人へ譲渡される場合は、直ちに当社カスタマーケアセンターまでご連絡のうえ、所定の手続きをお取りください。手続きをされるまでの間に生じた損害、傷害については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。なお、当社では同居のご家族以外の方への保険契約上の権利、義務の譲渡はできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

**5 ご契約を異動、解約されるとき**

保険期間の途中でご契約内容の変更やご契約の解約等があった場合、保険料を返戻または追加でご請求させていただくことがあります。この場合、当社は下記の計算式にしたがい、返戻保険料または追加保険料を計算いたします。

①変更保険料の計算方法

(1)返戻保険料

$(\text{旧契約内容の年間適用保険料} - \text{新契約内容の年間適用保険料}) \times (1 - \text{既経過期間に対応する短期料率(一般)}) = \text{返戻保険料}$

(2)追加保険料

$(\text{新契約内容の年間適用保険料} - \text{旧契約内容の年間適用保険料}) \times \text{未経過期間に対応する短期料率(一般)} = \text{追加保険料}$

②解約保険料の計算方法

ご契約を解約される場合は、下記の計算式に従い返戻保険料を計算いたします。なお、未領収の保険料がある場合は、下記の返戻保険料との差額を精算させていただきます。

## 解約日時点での年間適用保険料×(1-既経過期間に対応する下表の短期料率(一般)※)=解約返戻保険料

※短期料率(一般)は、既経過、未経過期間に応じて下表の料率を適用します。

期 間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期料率(一般)	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

### ●既経過期間および未経過期間について

①返戻保険料は「既経過期間」をもとに計算します。

(例)平成25年8月1日から1年間のご契約で、平成25年12月17日に異動を行った場合、平成25年8月1日から平成25年12月17日までを「既経過期間」といいます(1か月に満たない日数は「1ヵ月」として計算します)。したがって、平成25年8月1日から平成25年12月17日までの「既経過期間」は、「4ヵ月+1ヵ月=5ヵ月」となります。

②追加保険料は「未経過期間」をもとに計算します。

(例)平成25年8月1日から1年間のご契約で、平成25年12月17日に異動を行った場合、平成25年12月17日から平成26年8月1日までを「未経過期間」といいます(1か月に満たない日数は「1ヵ月」として計算します)。したがって、平成25年12月17日から平成26年8月1日までの「未経過期間」は、「7ヵ月+1ヵ月=8ヵ月」となります。

### ●解約返戻保険料の計算例

年間保険料100,000円、既経過期間3ヵ月⇒年間保険料100,000円×(1-「既経過期間3ヵ月に対応する短期料率(一般)」45%) = 55,000円

### ●追加保険料のお支払いについて

保険料の追加が生じる場合には、追加保険料を当社にお支払いください。異動日または当社が追加保険料を請求した日のいずれか遅い日から14日を経過しても追加保険料のお支払いがない場合には、変更日から追加保険料が領収されるまでの間の事故については保険金をお支払いできない場合や保険契約条件に変更がなかったものとして支払う場合があります。また、保険契約が解除されることがあります。

※解約日以降の事故については、保険金をお支払いできません。

※契約者または被保険者の故意または重大な過失により、契約が無効、失効、解除となる場合、保険料の返戻ができない場合があります。

※異動、解約は、原則としてご連絡をいただいた時点で成立するものとします。

※異動、解約の手続きについては、電話により手続きすることができます。これにより、「契約内容変更依頼書(異動承認請求書兼確認書)」を省略することができ、ご捺印やご返送などのわずらわしさがなくなります。

※電話による異動、解約の手続きの場合には、当社での聞き違い等によりご契約者の皆様にご迷惑をおかけしないよう、録音等通話記録をとっていますのでご安心ください。

※ご契約の二輪自動車を廃車、譲渡された場合には、必ずご連絡ください。

## 6 保険契約中断による特則

保険期間中にご契約の二輪自動車を廃車、譲渡、返還、一時抹消された場合、二輪自動車を使用しないため車検切れのままにする場合や、海外転勤等のために二輪自動車を長期間使用しないなどの理由で解約もしくは保険期間満了を迎え、継続しない場合、一定の条件を満たしていれば、中断後の新たなご契約に現在の等級(事故あり係数適用期間を含む)を引継ぐことができます。詳しくは当社カスタマーケアセンターまでお問合わせください。なお、中断証明書発行のお申出期限は、旧契約の保険期間の末日(解約の場合は解約日、保険期間満了の場合はその満期日)から原則として13ヵ月以内のお申出が必要です。

※旧契約とは、解約により中断となった保険契約または保険期間満了後、継続しなかったことにより中断となった保険契約をいいます。

## 7 保険期間について…保険期間については保険証券、ウェブサイト・ケータイサイトにてご確認ください。

保険期間開始後であっても、保険料領収前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできません。

※当社での継続契約の場合、契約期間中に保険金請求を行っておらず保険満期日より30日以内のお申込みであるなどの一定の条件を満たせば、「継続契約の取扱いに関する特約」の適用により保険金をお支払いできる場合があります。詳しくは当社カスタマーケアセンターまでお問合わせください。

## 8 保険金をお支払いできない主な場合(主な免責事由)

「契約概要」に記載されている各補償内容の<保険金をお支払いできない主な場合>を必ずご確認ください。なお、「契約概要」に記載されている項目以外で、各補償内容共通の保険金をお支払いできない主な場合は以下のとおりです。

- 戦争、武力行使、革命、内乱等の事変、暴動によって生じた損害、傷害
- 核燃料物質等によって生じた損害、傷害

## 9 酒気帯び運転について

法令(道路交通法第65条の第1項)に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で自動車を運転している間に事故を起こされた場合、保険金のお支払いができません(対人賠償事故・対物賠償事故を除きます)。

※「契約概要」に記載されている各補償内容の<保険金をお支払いできない主な場合>を必ずご確認ください。

## 10 その他

### ●無効、取消し、重大事由解除について

事由	内容	保険料の返戻
無効	ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的を持って保険契約を締結した場合、保険契約は無効となります。	返戻しません。
取消し	ご契約者または保険の補償を受けられる方の詐欺または強迫によって保険契約を締結した場合には、当社は保険証券記載のご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。	返戻しません。
重大事由解除	以下の事由に該当する場合には、当社は保険契約を解除することができます。 ・保険契約者または補償を受けられる方がこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと ・補償を受けられる方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと	短期料率によって保険料を返戻します。

### ●ご契約者が死亡された場合の取扱い

ご契約者が死亡された場合は、ご契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転します。

### ●お引受けについて

過去の事故の発生状況等および契約条件によっては、お引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### ●補償を受けられる方の解除請求について

人身傷害保険、無保険車傷害補償特約および日常生活家族傷害補償特約について、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子に該当する人が、ご契約者のお申出により自分自身を補償の対象外とできる場合があります。

※ご契約者以外の方からのお申出の場合も、ご契約者のお手続きが必要となります。

## 11 事故が発生した場合の手続き

### ●示談交渉について

自動車事故による対人・対物賠償事故については、当社は補償を受けられる方と相手方との示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成についての援助など事故解決のためのお手伝いをします。補償を受けられる方が被害者から損害賠償の請求を受けたときは、当社は、補償を受けられる方のお申出があり、かつ、被害者の同意が得られれば、補償を受けられる方のために当社が被害者との示談交渉を当社の費用によりお引受けします。この場合、当社の選任した弁護士が被害者との交渉にあたる場合があります。ただし、補償を受けられる方が正当な理由なく当社への協力を拒まれたなどの場合には、当社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

### ●保険金請求先取特権について

対人・対物賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を当社に直接請求することもできます。この場合、補償を受けられる方の当社への保険金請求権に対して、被害者は先取特権(対人・対物賠償保険金から、他の債権者に優先して弁済を受けられる権利)を有することになります。補償を受けられる方への保険金のお支払いは、補償を受けられる方が被害者に対して、その損害の賠償をした場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

### ●請求書類について

①保険金請求の意思確認または保険金請求権があることを確認するために必要な書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、住民票など
②事故原因または事故状況の確認のために必要な書類	交通事故証明書、事故発生状況報告書など

③損害の範囲、損害の額または傷害の程度を確認するために必要な書類	修理見積書、被害物の写真、代車費用請求書・領収書、医師の診断書または死亡診断書(死体検案書)、検査資料、診療報酬明細書、通院交通費明細書、付添看護自認書または看護料領収書、休業損害証明書または確定申告書(控)など
④保険の対象の所有者を確認するために必要な書類	自動車検査証、軽自動車届出済証など
⑤公の機関や関係先への調査のために必要な書類	同意書など
⑥被保険者が損害賠償責任を負担することを確認するために必要な書類	示談書・損害賠償に関する承諾書(示談が成立している場合)、判決、和解調書、被保険者が賠償金を負担した場合はその支払いを証明する書類など

#### ●保険金の支払時期

当社は、保険金の請求(手続)完了日からその日を含めて30日以内に必要事項の確認をした後、保険金をお支払いします。ただし、保険金を支払うために必要な事項(詳しい事故の原因・発生状況、事故と損害・傷害との関係、保険金を支払わない事由に該当するか否かなど)の確認をするために、警察、検察などの公的機関または医療機関などに「特別な照会または調査」が必要な場合には、30日を超過する場合があります。その際は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を、当社からご連絡いたします。

### 12 主な保険用語のご説明(この重要事項説明書において使用している用語について、ご説明しています)

用語	説明
未婚の子	婚姻歴のある方を含みません。
親族	6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族
家族	①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
全損	お車を修理できない場合、または修理費が保険金額以上となる場合をいいます。
被保険二輪自動車	ご契約の二輪自動車(バイク)のことをいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券等に記載された被保険者をいいます。
被保険者	ご契約いただいた保険契約により補償を受けられる方をいいます。
配偶者	婚姻の届出を行った配偶者に限らず、内縁関係の配偶者も含みます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、損害の額から差引かれる金額をいいます。免責金額は補償を受けられる方の自己負担となります。
保険金	保険契約に基づき補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が補償を受けられる方に支払う金銭のことをいいます。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となります。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約条項	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充、変更する事項を定めたものです。
同居	「同居」とは、同一の家屋に居住していることをいいます。
二輪自動車	原動機の総排気量が125ccを超える、または定格出力が1.00キロワットを超える二輪自動車をいいます。 (注)側車付等の三輪自動車の場合は、原動機の排気量が50CCを超えるまたは定格出力が0.6キロワットを超える自動車をいいます。

### 13 クーリングオフについて(ご契約のお申込みの撤回等をされるとき)

当社ではお客様に安心してご契約いただけますよう、インターネットでのご契約には「クーリングオフ制度」を設けております。ご契約者は下記の手続き方法にしたがい、「クーリングオフ」のお申出を行うことにより、お申込み(ご契約)の撤回、解除を行うことができます。「クーリングオフ」のお申出があった場合には、すでにお支払いいただいた保険料を速やかに返戻いたします。

**お手続き期間:** お客様が保険証券を受け取った日より8日以内となります。お手続き書面の消印日を基準として判断させていただきます。

※お手続き期限を過ぎた場合、クーリングオフのお申出は受け付けできませんのでご了承ください。

**お手続き方法:** 以下(1)から(5)の項目をご記入いただいた書面(ハガキまたは封書)に、ご署名・ご捺印のうえご郵送ください。後日クーリングオフの受付後に当社より返信用封筒をお送りいたしますので保険証券をご返送ください。※電話、ファックス、Eメールなどのお申出は受け付けできませんのでご容赦ください。

郵送先: 〒182-0026 東京都調布市小島町1-32-2京王調布小島町ビル チューリッヒ保険会社 カスタマーケアセンター

**(1) 下記の二輪自動車保険契約をクーリングオフします。(2) 契約者の郵便番号・住所・電話番号 (3) 契約者フルネーム署名・捺印**

**(4) 証券番号・証券受取日 (5) 保険料返戻口座(銀行名・支店名・預金種類・口座番号・口座名義)** ※必ず契約者ご本人名義の銀行口座をご指定ください。

**注意:** ○すでに保険金を支払うべき事故が発生していることを知らずにクーリングオフをお申出された場合はクーリングオフのお申出は無かったものとして取扱いたします。○クーリングオフのお手続きにおいて、損害賠償金や違約金は一切不要です。ただし契約を解除する場合は、保険期間の開始日から解除するまでの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただく場合があります。○前契約の無事故割引を引継ぐことができるのは、前契約の契約満期日当日、および満期日の翌日から起算して7日以内となります。この期間を過ぎると前契約の無事故割引等級を引継ぐことはできません。

### 14 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、解約返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

### 15 個人情報の取扱いについて

#### 1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。なお、書面、インターネットもしくはお電話を通じてご申出いただいた内容につきましては、記録・保存を行なっています。また、お電話で聴取した通話につきましては、録音することがあります。

#### 2. 個人情報の利用目的

当社は、お客様により良い商品やサービスをご提供するために、次の目的で利用いたします。

- ①当社の保険の募集、お見積り、お引受け、ご継続および保険金・給付金のお支払い
- ②当社の保険契約の保単管理およびこれに関連・付随する業務
- ③当社およびグループ会社の商品やサービスのご紹介、ご提供
- ④アンケートの実施や市場調査および保険商品・サービスの開発・研究
- ⑤再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ⑥他の事業者から個人情報(データ)の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行
- ⑦キャンペーン等に付随する景品発送

#### 3. 個人データの第三者への提供

当社では、次の場合を除き、ご本人の同意なくお客様の情報を第三者に提供することはありません。

- ①法令に基づく場合
  - ②当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
  - ③再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
  - ④当社グループ会社との間で共同利用する場合
  - ⑤損害保険会社間等で共同利用する場合
- 保健医療等の機微(センシティブ)情報の取得、利用、および第三者提供は、保険業法施行規則に従い、適切な業務運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

当社の個人情報保護方針等詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.zurich.co.jp/>)をご確認ください。

お問い合わせ窓口: チューリッヒ保険会社 情報セキュリティ相談室 0120-860-695 受付: 午前9時～午後5時(土日祝・年末年始等を除く)

#### 【当社の相談・苦情受付窓口】

当社の業務に関するご相談、ご意見、苦情は、お客様相談室までご連絡ください。

お客様相談室 0120-860-697 受付時間: 午前9時から午後5時(土日祝・年末年始等を除く)

#### 【当社の契約する指定紛争解決機関】

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細はウェブサイト(<http://www.hoken-ombs.or.jp/>)をご覧ください。

保険オンブズマン 03-5425-7963 受付時間: 午前9時から12時、午後1時から5時(土日祝・年末年始等を除く)